

第134回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和4年12月23日（金）10時00分～11時25分

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、清水 千弘

【審議協力者（各府省等）】

日本銀行、東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課：小松課長、齊藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 おはようございます。

構成員の皆様がおそろいですので、ただ今から、第134回人口・社会統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、年も押し詰まって大変お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございます。

本日は、12月5日の第1回の部会に引き続き、住宅・土地統計調査の変更について2回目の審議を行います。前回の部会では、標本設計や調査事項について一通りの審議を行いましたが、本日の部会は大きく分けて3部構成で行いたいと思います。

第1部は、総務省統計局に再整理を求めている事項について審議をいたします。その後、第2部として、残された審議事項である「集計区分の変更」と「調査方法の変更」について審議を行います。そして、第3部として、答申の取りまとめの素案、特に第1回部会での御意見や統計委員会で頂いた御意見を、本調査の「今後の課題」において、どのように整理していくのかについて、時間の許す限り、審議をしたいと思います。

本日の審議は、12時までを予定しておりますが、審議の状況によっては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は、御退席いただ

いて結構でございます。

以上、よろしく願いいたします。

なお、本日は川口臨時委員が御欠席です。川口臨時委員からは、本日の審議事項についてあらかじめ御意見を頂いておりますので、審議の中で事務局から御紹介いただきたいと思っております。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、前回の部会において再整理を求めた事項について、資料1に基づき、総務省統計局から御回答を頂きたいと思っておりますが、それに先立ち、事務局から、あらかじめ川口臨時委員から頂いている御意見の御紹介をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 前回、調査事項の変更で「高齢者等のための設備等」という設問の選択肢に「浴室暖房乾燥機」を加えるに当たりまして、この設問の「高齢者等」という書きぶりについて再整理事項となりました。これに対しまして、川口臨時委員から、「バリアフリー設備等」に変えた方がよいと思っております」と事前に御意見を頂いております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から、御回答をお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 承知いたしました。総務省統計局国勢統計課課長補佐の井岡でございます。前回に引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料1「再整理事項に関する説明資料」に基づき、説明させていただきます。

まず、「高齢者等のための設備等」でございますが、これは当該住居における高齢者の方や、「等」に含まれています身体障害者の方、あるいは子育て世代の方々などいろいろな方に配慮した設備等の設置状況を把握するためということで、平成10年に設定し、これまで5回にわたって継続的に調査を実施しております。

このたび、本部会において、この調査項目名が、高齢者等がいない世帯が誤解して記入漏れとなる可能性もあるのではないかとということで御意見を頂いたところでございます。今回、そのことにつきまして、私どもで検討いたしまして、その改善策を今日お持ちしてございます。

改善策でございますが、資料の回答に記載のとおり、本項目に記入漏れが発生しないように、今回の調査書類に新たに、高齢者等がいない世帯であってもこれらの設備等があれば回答が必要であるということを注記するという事で万全を期したいと考えてございます。

具体的なイメージも用意してございます。2ページでお示ししているものでございます。こちらが実際に調査対象世帯の方に配布する「調査票の記入のしかた」のイメージでございまして、こちらに注記案のイメージも記載してございます。このような形で「調査票の記入のしかた」に限らず、電子調査票や、実際に世帯の方と接する統計調査員の指導用の書類にも同じような注記を記載することで万全を期したいと考えてございます。

なお、皆様から御意見を頂きましたので、それを受けまして、そもそも平成10年からこの調査を実施してございますので、本当に回答にバイアスがかかっているかというところを確認してございます。昨年実施した試験調査の結果がございしますが、その中で「高齢者等のための設備等」のうち、「浴室暖房乾燥機」があると回答した持ち家居住世帯について、65歳以上の高齢者がいる世帯が「ある」と回答した割合が33%で、65歳以上の高齢者がいない世帯が「ある」と回答した割合が39%という結果で、高齢者がいない世帯の方が多く回答しているという結果となっているところもありますので、高齢者がいない世帯からも現状はしっかりと回答いただいていると思うところでございます。

したがいまして、今回は項目名については特に変更はせず、記入漏れがないよう万全を期すという観点から「調査票の記入のしかた」などに注記を記載するという事で対応させていただきたいと思っております。

再整理事項につきましての説明は以上でございますが、ここで前回の部会での私の説明について1点、曖昧なところがあったので、この場をお借りして補足させていただきたいと思っております。

前回の部会の中で宇南山臨時委員から法人所有の空き家の取扱いについてということで御質問を頂いたところでございますが、正確にはこの調査は世帯に関する調査でございますので、この調査では世帯が所有する空き家について回答いただくという扱いになっているところでございまして、私、一部紛らわしい回答を申し上げたと思っておりますので、この場をお借りして補足させていただきます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対して、御質問、御意見のある方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。記入漏れがないよう、きちんと手引等に注記していただき、また、そのほかの設備についても、具体的にこの文言が何を意味するのかを分かりやすく注記していただいております。特に冒頭で、高齢者のいない世帯であっても全ての世帯が当てはまるものをお答えくださいと記されていますので、非常にクリアになったと思えます。過去5回の調査にわたってこの質問はされておりますが、今回一つ新しい選択肢が加わりました。これは政策上必要な追加ですが、できる限り時系列の連続性を保つという意味でも、この質問が回答者にとって紛らわしいものでなくなるのが重要だと思っておりますので、このような対応は良いことではないかと考えます。

宇南山臨時委員、二つ目の点につきまして、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。法人だと入らないということなので、比較的大規模に行っている、実質的には個人が経営しているけれども形態としては法人の形態を取って不動産業として営んでいる方は除外されるという理解が正しいことを確認できたので、よかったと思えます。実質的にはそこが実際には恐らくは経済センサスなどで把握されるべきところになるのだと思っておりますので、何か複数の統計の中の隙間に落ちないように、今後確認してカバーしていけるようにしていただければと思えます。今回の取扱いについては了解いたしました。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、これについては御了承を頂いたものとして整理させていただき、この再整理事項等についての審議はここまでといたします。

続きまして、第2部として、残された変更事項の審議に入りたいと思います。

まず、前回の部会で配布された資料2「審査メモ」の15ページ「(3)集計区分の変更」についてです。これについては、同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯に関する調査事項の変更にも連動することから、「諮問の概要」には特に明示されていませんが、個別の集計事項の追加・削除ではなく、調査全体に係る集計区分の見直しということもあり、本部会では、調査事項の変更から独立させて、改めて項を立てて議論することといたしました。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの15ページをご覧ください。

⑦として、本調査では、これまで集計する上での世帯区分について、「普通世帯」「準世帯」による区分と「主世帯」「同居世帯」等による区分を併用していましたが、今回の変更において後者の区分に統一することが計画されております。

「普通世帯」「準世帯」による区分と「主世帯」「同居世帯」等の区分、それぞれの定義や相互関係につきましてはe-S t a tの掲載情報の抜粋を載せておりますので、御参照ください。

変更理由については、イの部分ですが、「準世帯」に相当する世帯が僅かであること、具体的には前回の平成30年調査実績で0.4%となっており、「普通世帯」「準世帯」の区分による集計を維持する必要性が乏しくなっているためとしております。

これについては、ウの部分ですが、居住状況の変化を踏まえ、集計の有効性を維持するための対応と考えられるほか、国勢調査でも、既に「普通世帯」「準世帯」の区分は用いられなくなっており、変更の方向性については理解できるころではありますが、これまで2種類の区分により集計を行ってきた理由、「主世帯」「同居世帯」等の区分による集計を選択する詳細な理由等について論点として立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、論点に対する回答について、総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それでは、前回の部会の資料3「審査メモで示された論点に対する回答」の21ページ「(3)集計区分の変更」つきまして、調査実施者から説明させていただきます。

まず、一つ目の論点でございます。これまで主世帯ベースの集計と普通世帯ベースの集計を行ってきたということについてです。回答の1に記載のとおりでございます。これは昭和28年から、随分古くから現在の区分を使用しているというものでございまして、「主世帯」「同居世帯」の区分は主に住宅数のストックを集計する単位として使用してございまして、「普通世帯」「準世帯」の区分につきましては、主に住宅等に居住する世帯を集計する単位として使用するという使い分けをしてございます。

続いて、二つ目の論点でございます。集計の対象を、主世帯ベースの集計に今回一本化

するという事とした経緯と理由についてです。こちらは回答の「2」と併せまして図を御覧いただきたいと思っております。普通世帯ベースの集計につきましては、御覧のように普通世帯に属する同居世帯につきましては全世帯の0.3%、準世帯に属する同居世帯も同じく0.3%ということとかなり少なくなっているところでございます。住宅以外の建物に居住する普通世帯に至っては、左下のところでございますけれども、結果表章上は0.0%でございまして、正確には0.02%という状況でございます。このような状況ですので、統計調査員や報告者の方に御負担をおかけしてこのような世帯の種類を分けて集計するという実益がなくなりつつあるというところでございます。

そのため、主世帯、同居世帯、住宅以外の建物に居住する世帯という右側の区分、これが現状も行われている区分でございますが、こちらの方に寄せて集計の対象を統一化するという事にいたしました。

続いて、3点目でございます。集計の対象を一本化することに伴いまして、時系列上の留意点などについてということで論点になってございます。こちらは回答3に記載のとおりでございまして、全世帯に占める普通世帯の割合でございまして、普通世帯は99.6%と書いてございます。主世帯の割合、右に行きまして赤字のところでございますが、こちらについても99.3%となつてございまして、世帯数という意味では両者にほとんど差はないということで、大きな断層は生じないと見込んでございます。もともと今回一本化するところ自体が0.3%といった数字でございまして、大きな断層は生じないと見込んでおります。

また、今回の改善によりまして、今までこのような形で2系統での集計があったということで、利用者の方からは、集計結果が見づらいというようなお尋ね、御質問をよく頂いていたところでございます。今後はこれを一本化することで、その点での利便性が向上すると考えているところでございます。

いずれにしても、今回の集計の対象の一本化につきましては、利用者の皆様に誤解を与えないように、調査結果の公表時に分かりやすく丁寧に説明、情報提供してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見のある方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

従来、世帯の集計ベースには2系統ありましたが、今回、主世帯ベースの集計に一本化されるということです。この調査は住戸ベース、つまりストックベースの調査ですので、主世帯ベースに一本化した方が分かりやすいということかと思っております。また、集計のベースとして2系統を維持することの費用対効果を考えると、費用に見合うような効果が見込めないということもあるかと思っております。ただ、集計結果を公表される際に、今回、今まで採用してきた2系統の集計ベースの一本化が行われ、それにより、こういう結果になったということを利用者に分かりやすく明確に御説明いただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

構成員の皆様、よろしいでしょうか。

では、先ほどの総務省統計局の御説明を御了承いただいたとさせていただきたいと思えます。

それでは、次に、変更事項の最後になりますが、「(4) 調査方法の変更」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの17ページの図2を御覧ください。本調査では、オンライン調査を実施しておりまして、上が前回調査ですが、オンライン回答用IDを先に配布し、オンライン回答がなかった報告者に対してのみ紙の調査票を後日配布する方法、略して「オンラインID先行配布方式」から、今回、下の図となりますが、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布する方法、略して「オンラインID同時配布方式」に変更することが予定されております。

変更理由について、イの部分です。前々回の調査においてオンラインID同時配布方式で対応していたところ、オンライン回答率が約7.9%にとどまったことを受けまして、前回調査ではオンラインID先行配布方式で対応したところです。その結果、オンライン回答率が約23.3%と大幅に上昇したのですが、その一方で、統計調査員等の負担が大きくなった上、誤配布が発生し、また、地方公共団体における事務負担が著しく増加したことが大きな課題となりました。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の影響で、これまでの方法の継続が難しい環境になったため、オンラインID同時配布方式に戻すとしております。

これについては、ウの枠の部分ですが、統計調査員、地方公共団体の事務負担減等を図るものであること、オンライン回答について、社会一般として浸透しつつあること、国勢調査でも、令和2年調査で同じような対応をされていますが、オンライン回答率は確保できているということ等からおおむね適当としておりますが、前回答申時に、エの部分ですが、前回調査について、様々な観点からの検証・分析等を踏まえ、更なる改善方策等を検討するよう指摘されていることもあり、前回調査で講じた方策と成果について検証・分析等の内容を説明することや、統計調査員や地方公共団体からどのような要望があったか等について論点として立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございました。

それでは、この論点に対する回答について、総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それでは、審査メモで示された論点に対する回答の23ページの「(4) 調査方法の変更」について説明させていただきます。

まずは、論点の(a)への回答でございます。こちらは前回調査において、オンライン調査の推進のために講じた方策と、その検証結果を取りまとめたものになってございまして、こちらは三つに分けてございまして、1から順に説明させていただきます。

まず、一つ目でございます。オンラインID先行配布方式（二段階配布方式）の導入に

ついてです。前回調査においてオンライン I D 先行配布方式を導入いたしました結果、前々回の平成25年調査におけるオンライン回答率は7.9%でしたが、これを大きく上回る23.3%のオンライン回答率を得ることができました。この点は大変喜ばしいところですが、その一方で、統計調査員の事務負担、地方公共団体の事務の複雑化、煩雑化などを招くことになり、地方公共団体の皆様からは、令和5年調査はオンライン I D 同時配布方式の導入を求めるといった意見を多く頂いております。

24ページですが、このような状況を踏まえまして、試験調査においては既にオンライン I D 同時配布方式を採用させていただきまして、具体的な地方事務の流れやオンライン回答率などの確認を行ってございます。その結果、地方事務につきましても円滑でございましたし、オンライン回答率はオンライン I D 同時配布方式であっても22.3%と、オンライン I D 先行配布方式で実施したオンライン回答率23.3%とほぼ同等の結果が得られたところでございます。そのため、令和5年調査においては、オンライン I D 同時配布方式により調査を実施することにいたしたいと思っております。

続いて、前回導入した二つ目の提出状況管理システムでございます。このシステムでございますが、主に市区町村において、オンラインと郵送による回答状況、統計調査員以外の方法で集めてきた調査書類の回答状況を一元的に管理して、それを統計調査員に伝達するために前回調査において初めて導入したシステムでございます。

前回調査の評価でございますけれども、前回調査の結果、システムの導入については適切であったと評価しており、その点について、地方公共団体の皆様からも肯定的な御意見を頂戴してございます。その一方で、初導入の実査システムということで、検索機能や抽出機能の向上など、主に操作面の改善を求める御意見もございました。そのため、今回の令和5年調査においては、システムの操作面、ソフト面につきまして地方公共団体の皆様の御意見を伺いながら改善を図ってまいりたいと思っております。

続いて、三つ目のコールセンターの充実・強化でございます。前回調査ではオンライン I D 先行配布方式の導入に伴いまして、報告者等からの照会に対応するコールセンターのほかに、新たに統計調査員が報告者からのオンライン又は郵送での回答状況を確認するための「調査員専用コールセンター」を設置してございました。

このコールセンターの運用の結果でございますが、オンライン I D 先行配布方式の導入に伴い設置した「調査員専用コールセンター」が世帯も含めた全受電件数の約4割を占め、世帯からの照会対応に影響を及ぼした場面もございました。そのため、地方公共団体からは回線数の増強を求める御意見等がございました。令和5年調査ではオンライン I D 同時配布方式を導入する予定でございますので、「調査員専用コールセンター」の設置は不要となりますが、その分のリソースを削減するということではなくて、その分を世帯からの照会対応に当てることを予定してございます。そこでオンライン調査に関する照会も含めまして、問合せに対して十分に対応できるように措置していく予定でございます。

続きまして、論点の（b）でございます。調査票の配布から収集に至るまでの具体のスケジュールでございます。こちらは全く新しいスケジュールに変更するということではなく、平成25年にオンライン I D 同時配布方式で行っておりますので、そちらのスケジュール

に戻すということでございます。25ページに具体的なスケジュールを記載してございますが、調査期日が10月1日でございます。その1週間ほど前から統計調査員が調査票の配布を開始し、10月1日を経て1週間程度の間在世帯の方に御回答いただきます。その御回答がなかったところについて督促などを行ってまいりまして、10月24日に調査を終了するというスケジュールになってございます。こちらはほぼ平成25年調査ベースでございます。

続きまして、論点(c)でございます。今後のオンライン回答の推進に向けた措置でございます。この調査でございますが、政府統計共同利用システムのサブシステムのオンライン調査システムを使用してオンライン調査を実施しております。政府全体の汎用システムを利用しておりますので、限られたところもございますが、その中でも、令和5年調査においてはオンライン回答の更なる推進に向けまして、オンライン調査システムにログインした世帯の方が途中で回答を断念することなく、最後までスムーズに回答できるようにシステムの利便性の向上を図る予定でございます。

具体的なところでございます。この調査は、「現住居への入居時期」「居室の畳数」「床面積」「敷地面積」といった即座に回答することが困難な調査事項も少なくないため、世帯が回答を途中で一旦中断することを前提にし、その後もきちんと元に戻れるようにということで、途中まで回答したことを自動的に保存する機能の導入や、再度ログインするときにパスワードを忘れてしまった場合にパスワードを初期化する機能を設置することで、オンライン回答の推進を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問や御意見のある方は御発言をお願いいたします。

加藤臨時委員、お願いいたします。

○加藤臨時委員 どうもありがとうございます。また、御説明ありがとうございました。

私は個人的に賛成です。統計調査員の負担が増えるということだけではなく、他の調査についてもオンラインID同時配布方式が一般的に行われるようになってきているかと思いません。それによってオンラインID同時配布方式とオンラインID先行配布方式が混在すること自体も問題なのかなということもありまして、御提案に賛成したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。ありがとうございます。

私も、今、御提案いただいた件は全て賛成です。特にシステムの改修に是非注力していただきたいと思っております。2番目の提出状況管理システムについて、これもおおむね肯定的なことですが、操作面で改善が必要な点もあるようなので、これは是非改善していただきたいということと、それから、最後に御説明いただいた、中断を前提としたオンラインの回答システムというところも非常に重要だと思います。中断して一時保存し、再度ログインしたときにそれが残っていないと、絶対にオンラインの回答が増加することはな

いと思いますので、是非そうしたシステムの改修をしていただき、できるだけ回答者の負担が減るように努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○津谷部会長 佐藤委員、ありがとうございました。

清水臨時委員、お願いいたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。

私も今回の方向性には特に反対というわけではありません。賛成します。ただし、やはり今後、オンライン調査を進めていこうという意思の下で平成30年調査ではオンラインID先行配布方式に変更したということだと思いますが、それがうまくいかなかったことについては、オンライン調査そのものが、例えば社会の情勢や、回答者のオンライン調査に対するいわゆる認知度や熟成度、または、システムの問題など、様々な理由で非常に大きな負担が発生してしまったということの中で、今回は元に戻すということだと思います。

ただし、大きなトレンドという意味で、これまでの紙の調査票での調査と併存させていくのか、オンライン調査をもっと推進していくのかというようなビジョンの下で、もう一度、今回の反省を受けて、どういう方向にこのような調査全体を持っていくのかということは、検討を続けていく必要があると思いました。これが一つです。

二つ目が、住宅・土地統計調査の特徴として、システムの中でも今回改善していただくということですが、ぱっと聞いて部屋の大きさ、敷地面積、入居時期など、住宅の専門家として研究している者でも自分のこととして見たときに回答できないものが多く含まれておりますので、そのような調査項目も含めて、どういう調査がオンライン調査になじむのか、なじまないのかというようなことも踏まえて、もう一度、住宅・土地統計調査の特性といったものも考慮してこれから検討していく必要があるなと思います。今回の方向については賛成でございます。

以上でございます。

○津谷部会長 清水臨時委員、大変有用な御意見、ありがとうございました。

次に、宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

私も今回の変更については賛成しております。一旦オンラインで回答してもらってから紙の調査票を配布するということは非常にペーパーレスの観点からも望ましいかとは思いますが、実務上は難しいということは容易に想像がつきますので、今回のやり方自体は賛成します。

今回余り論点にならなかったのですが、オンライン回答は特定の回答者にとっては利便性が高かったりすることだと思います。より大きく見ると、今回、統計調査員の負担と回答者の負担、あるいは利便性という観点は強かったのですが、集計が恐らく容易になる、紙で集めたものを入力しなければいけないという作業が簡略化できるというのがオンライン調査の非常に大きいメリットだと思います。その意味ではオンライン調査の回答率が向上することで、そこが著しく節約できているのだというようなことをお示しいただいた方がオンラインの必要性という観点からは示しやすいと思いますが、今回は統計調査員の負担が前面に出ているので、5%から20%ぐらいに前回上がったというところで、そ

ここで集計の手間がどれくらい減ったのかというところについて何か数字を出していただけると、いろいろな意味で説得力が出るのではないかと思います。ただし、これは今回の変更についての結論を変えるものではありませんので、もちろん今後の課題にさせていただいても構いませんが、コメントとしては集計の手間の簡略化について何らかの言及が欲しかったと思います。

以上です。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、ありがとうございます。私も同じように思います。本調査は非常に重要な基幹統計調査であり、世帯を対象とした最大規模のサンプル調査だと思っておりますので、オンライン化の重要性は言葉には尽くせません。また、改めて申すまでもありませんが、公的統計調査のオンライン化は政府の一貫した方針でもあり、できる限りオンライン化を進めることは必要かつ重要です。オンライン化は、先ほどの宇南山臨時委員の御発言にもありましたように、回答者の利便性を向上させることに加えて、最終的に有用な統計データの収集を確実にし、集計を容易にし、さらに、集計結果の精度を上げることができるなど、さまざまな利点があります。調査のオンライン化は、日本だけでなく国際的な潮流でもあると思っております。

今回の変更につきましては、委員の皆様からも御発言がありましたように、賛成いたします。ただ、前回採用したオンラインID先行配布方式は、調査の現場にとって大変負担が大きかったため、今回はオンラインID同時配布方式に戻すということについて一言申し上げたいと思います。国勢調査でも同じような配布方式の変更が行われ、変更があっても同じくらいのオンライン回答率が確保されたということですが、最新の国勢調査は令和2年10月1日付けで行われたものです。つまり、この国勢調査はコロナ禍の最中に行われ、それを延期することなく実施された総務省統計局の御尽力には深く感謝しております。とはいえ、コロナ禍の中での実施であったため、統計局もオンライン回答を積極的に推奨・広報されたと思いますが、それにもかかわらず、オンライン回答率はほとんど変わらなかったとみることもできます。これを維持とみるのか、それとも、もっと高くなると見込まれていたが、それほど伸びがなかったとみるべきか、意見は分かれるところかと思いますが、コロナ禍のため、統計調査員にもできる限りオンライン回答するよう働きかけていただくようお願いし、オンライン回答が難しいようなら郵送での回収を働きかけ、最後の手段として、統計調査員に回収に行っていただくという方針であったと思っておりますので、それにしても、国勢調査のオンライン回答率がそれほど伸びなかったのは残念だったと思います。

さらに、先ほど佐藤委員からも御発言がありましたが、提出状況管理システムの改善は非常に重要だと思っております。例えば、統計調査員の方々にタブレット端末を持っていただき、実査しながら回答の提出状況を確認できると、もっと調査がやりやすくなるのではないかと思います。これにはコンピュータ・リテラシーが課題になりますし、システムの構築は簡単にできることではないと思っておりますが、諸外国の中には、高度な管理システムを作って統計調査員との連絡を容易かつ効率的に行っている国もあります。とにかく、調査のオンライン化を進めることは不可欠であり、そのためのシステム全体の改善を是非お願いした

いと思います。コロナ禍はまだ収束しておりませんので、いろいろな対応がこれからも必要になるだろうと思います。

最後に、個人的な意見を申しますと、この調査を国勢調査と比べない方が良いのではないかと思います。国勢調査は全数調査ですが、調査の構造は比較的簡略ですので、この住宅・土地統計調査の構造の複雑さとは比べものになりません。したがって、この調査の調査員及び地方公共団体の御負担は非常に大きいと思います。今回、調査方法の変更により、調査員や地方公共団体の御負担はある程度軽減されると思いますが、それでも大変な調査だということに変わりありません。もちろん、統計調査員の負担軽減だけが課題ではありませんが、この調査ではそれは特に大切ではないかと思います。さらに、清水臨時委員の御発言にもありましたように、オンライン調査と紙の調査票での調査をどのように組み合わせ対応していくのか、という課題も大変重要だと思います。オンライン調査を先行させるのか、それとも紙媒体と並行して行うのか、今後の方向性やビジョンを考えていただく必要もあると思いました。

構成員の皆様、よろしいでしょうか。

では、次に、地方公共団体の審議協力者として、東京都にオンラインで御出席いただいております。東京都、御意見はございませんか。

○眞子東京都総務局統計部人口統計課長 東京都総務局人口統計課長の眞子です。よろしく申し上げます。

オンラインID先行配布方式からオンラインID同時配布方式への変更ということで御提案いただいています。先ほど、例として挙げられておりました、令和4年度の大都市統計協議会からの要望にありまして、前回調査の実施後、都内の多くの区市町村からオンラインID同時配布方式に戻してほしいという要望がありました。前回調査ではオンラインID先行配布方式（二段階配布方式）で行ったのですが、オンラインID同時配布方式に比べてかなり煩雑で、先ほどから御意見があったように、統計調査員の負担が極めて大きく、統計調査員から不評であったということです。あともう一つは、世帯の方がオンライン回答と紙の回答を重複回答してしまうという事態がかなり発生しまして、世帯の混乱を招いたということがあります。このようなことから、今回の変更は東京都としては賛成します。よろしく申し上げます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

神奈川県にも御出席いただいております。神奈川県、御意見をお願いいたします。

○渡辺神奈川県統計センター人口・社会統計課長 神奈川県は渡辺でございます。今回も発言の機会を頂き、ありがとうございます。

今、東京都から発言がありまして、本県においても事象としては全く同様の状況でございました。統計調査員の負担が大変重かったということで、しかも重複回答、それから、「回答したのに何だ」ということで世帯からのクレームも大変多かったと伺っております。そのようなことがありまして、私ども地方の声として、是非、総務省統計局に従前どおりの方法に戻せないかという要望を続けてまいりました。その結果、今回の変更をしていただけたということで私どもも認識しているところです。このような改定を進めてい

ただいたことは大変感謝いたしております。どうもありがとうございます。

神奈川県としては以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査方法の変更について、構成員の皆様にお認めいただいたということで、御了承いただいたと整理させていただきたいと思います。

本日御出席の構成員の皆様から、多くの有用な御意見を頂きました。調査の実施に当たり、オンライン調査の重要性を十分認識していくこと、そして調査方法について、オンライン調査と紙媒体の調査との組み合わせを含めて、今後の方針をどのように立てていくのかということ、そして、政府調査のオンライン化はゆるがない方向性ですので、オンライン調査のためのシステムをより精度高く、そして使い勝手の良いものにしていくことが重要であるという御意見であったと思います。さらに、統計調査員の負担をできる限り軽減できるようにシステムを改善すること、それも微調整ではなく全体的な改善を行うためにこれからどうしていくのかということについて、この調査だけでなく、他の基幹統計調査とも連動して、中長期的な検討や検証をお願いしたいと思います。

それでは、調査方法の変更については、御了承を頂いたということで整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で、今回予定していた審議事項につきましては、おおむね全て確認を終え、御了承を頂いたと理解いたします。

次に、冒頭に申し上げました本日の部会の第3部といたしまして、これまでの審議のまとめに入りたいと思います。

資料2を御覧ください。これは、前回の部会の結果を踏まえて、事務局とも御相談の上、今後取りまとめる答申の素案として作成したものです。なお、本日の部会で御審議いただいた部分については、まだ記載しておりません。

まず、具体的な審議に入る前に、私が考えている答申案の取りまとめ方法について説明いたします。

まず、事務局から簡潔にこの答申の素案について御説明いただきます。

そして、その後、事項ごとに、前回の部会で審議した部分については、審議内容が適切に反映されているか、そして、本日審議した部分については、どのような方向性で整理するかについて、構成員の皆様から御意見を頂き、答申の素案について、認識の共有をさせていただければと思います。

以上のように進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料2に基づき、答申の素案の概要について、事務局から簡潔に御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、資料2の答申の素案を御覧ください。答申の様式につきましては、これまでの統計委員会の答申の構成を踏襲したいと考えておまして、「1 本調査計画の変更」「2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について」と「3 今後の課題」の構成としています。

まず、「1 本調査計画の変更」について、「(1) 承認の適否」と「(2) 理由等」の構成としており、「(2) 理由等」については、今回審議していただいた順に項目立てをしておきまして、計画変更について個別に審議していただいた内容や結論の方向性を記載しています。

次に、「2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について」です。こちらは4ページからとなりますが、「(1) 標本設計の見直しに関する検討」及び「(2) 居住状況等に係る実態のよりの確な把握に向けた調査事項の見直しの検討」のうち、①及び②については関連項目を参照することとして簡略化させていただき、③及び④については個別の対応状況を記載し、また、「(3) オンライン調査の更なる推進・改善に向けた検討」については本日の審議部分を記載するものとして未記載としています。

最後に「3 今後の課題」については、「(1) 同居世帯の把握方法に係る検証」と、「(2) 社会情勢の変化等に対応した調査事項や調査方法の検討」の2点について記載しております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、答申の素案についての審議を行いたいと思います。この素案に書かれております順番に御審議を頂ければと思います。まず、1の「(1) 承認の適否」ですが、全体評価となりますので、最後に回したいと思います。

次に、「(2) 理由等」の「ア 標本設計の見直し等」について、審議をお願いしたいと思います。前回答申で示された課題への対応が複数含まれておりますので、これについてはまとめて説明したいと思います。まず、「(ア) 標本調査区数の算定方法の見直し及び報告者数の削減」ですが、aのところ、今回の変更内容を簡潔に整理しております。

次に、bで、前回答申の課題を踏まえた変更であり、調査結果の精度を維持しつつ、報告者及び調査事務の負担軽減を図り、調査を効率化するものであることから、「適当である」と評価しております。

また、1ページの下「(イ) 標本配分の見直しの可否」ですが、aのとおり、前回答申での指摘を踏まえた調査実施者における検討結果を記載しております。これへの評価として、次のページのbで、①人口1万5000人未満の町村について、一定の精度を確保した上で結果を出すためには、前回答申で示された標本配分の見直しのみで対応できるものではなく、前回調査との比較で約3倍の標本調査区数が必要となること、②として、このような状況にあって、報告者及び実査事務の負担に見合うニーズが乏しいことから、「適当である」としております。

そして、標本設計の見直し等の最後ですが、「(ウ) 標本調査区の選定過程で用いる層別基準の見直し」につきましても、平成15年の本調査実施以降、大きな変更がなされてこなかったため、今回の変更により、母集団のよりよい縮図となり、母集団をよりよく代表する標本を得るために行う見直しであるため、「適当である」と評価しております。

以上、「標本設計の見直し等」の部分について、いかがでございましょうか。御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、御了承を頂いたということで、次に進ませていただきます。

次に、2ページの下の「イ 報告を求める事項の変更」について、御確認を頂きたいと思えます。まず、「(ア) 同居世帯に対する調査の見直し」についてですが、aとbで、これまでの状況と変更計画を記載した上で、3ページになりますが、cでこの変更に対する評価について、まず、①同居世帯の出現率が低い一方で、統計調査員の事務負担が大きいこと、②として、コロナ禍の中で、対面で接触することへの制約が大きくなってきていること、そして③として、前回答申において「住宅に間借り」などの表記の適切性などについて検討するよう指摘されていることを踏まえたものであり、調査事務の負担軽減を図りつつ、同居世帯について把握すべき情報を精査した上で、必要な範囲で引き続き把握しようとするものであり、「おおむね適当である」としております。

ただし、bのところ、今回の変更により、同居世帯の把握方法が大きく変わるということになりますので、調査票への記入漏れが生じないように、同居世帯の定義について十分に周知する必要があることを指摘してはどうかと考えております。

これについて、いかがでございましょうか。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。なお、dの追記でございますが、同居世帯の把握方法について、前回は全住戸に聞いて、同居世帯がおられたら同居世帯分の調査票をお渡ししておりましたが、今回は同居世帯についての質問を主世帯にお答えいただくこととなっております。それに伴って、調査項目も変更されておりますので、同居世帯の定義を周知して、記入漏れが生じないように注意していただくよう指摘させていただきたいと思えます。これでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、御了承いただけたと整理させていただきたいと思えます。

それでは、次に3ページの下「(イ) 住宅以外の建物に住んでいる世帯に対する調査の見直し」に移りたいと思えます。ここでも、aとbで、従来の取扱いについて述べた上で、具体的な調査事項の変更内容は、表2で整理、説明しております。

これへの評価として、次のページのcのところでございますが、先ほどの同居世帯のいる世帯への対応と同様の背景を踏まえたものであり、報告者及び調査事務の負担軽減を図りつつ、必要とされる調査事項の範囲とのバランスを考慮したものであることから、「適当である」としております。

この部分については、いかがでございましょうか。御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続いて、4ページの「(ウ) 前記(ア)及び(イ)以外の調査事項の変更」についてですが、変更内容が多岐にわたりますので、7ページの別紙にまとめております。本文の4ページに戻っていただきまして、まず、①各種行政施策への利活用に資する観点から追加等を行うものであるほか、②調査結果の利活用が低調なものについて、報告者の負担軽減の観点から削除等するものであり、そして③前回答申の課題を踏まえたものであることから、

「おおむね適当」と評価しております。

よろしいでしょうか。

なお、この素案にはまだ記載しておりませんが、本日冒頭で御審議いただいた、「高齢者等のための設備等」の項目に新たな選択肢が一つ加わることへの対応、そしてこの項目の表記をどのようにするかということについてです。この項目につきましては、高齢者がいない住戸が調査対象になった場合、回答する必要がないと誤解する可能性があるのではないかという御指摘を頂きました。そこで、記入要領等でこのことを明確に説明すべきことについての案をお示しいただいたわけですが、この答申では、そのことを指摘してはどうかと考えます。

いかがでございましょうか。御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、本日の冒頭で御審議いただきました第1点目の「高齢者等のための設備等」の項目については、説明した方向で指摘したいと思います。ありがとうございました。

次に、「ウ 集計区分の変更」についてでございます。これは本日、御審議いただいた部分ですので、ここでは項目名のみを記載しております。

繰り返しになりますが、この調査における世帯の集計区分については、これまで「普通世帯」「準世帯」、そして「主世帯」「同居世帯」等という二つを併用してきたわけですが、今回の変更により、「主世帯」「同居世帯」等の区分に統一することにしております。

これにつきましては、先ほど御審議いただきましたとおり、近年の居住状況の変化により、「準世帯」に該当する世帯が非常に少なくなっており、「普通世帯」「準世帯」の区分による集計を維持する必要性が乏しくなっていることを、総務省統計局からデータを示して御説明いただき、それを踏まえて、構成員の皆様から御了承を頂きましたので、「適当である」と評価したいと思います。

何か御意見や付け加える点などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、変更事項の最後である「エ 調査方法の変更」についてです。これも本日、御審議いただいた部分ですので、項目名のみを記載しております。

今回の調査では、オンライン調査の方法について、前回行ったオンラインID先行配布方式から、オンラインID同時配布方式に戻すことが計画されております。これについては、先ほど御審議いただきましたように、統計調査員や地方公共団体の事務負担の軽減が図られるものであり、構成員の皆様からも了承するという御意見を頂きましたので、「適当である」と評価したいと思います。同時に、複数の委員から、今後もオンライン調査を推進していくべきこと、統計調査員及び地方公共団体の負担軽減はもちろん大切けれども、オンライン調査がもたらすデータの精度や集計の簡略化、時間の節約やその他の利点についても総合的に評価するべきであること、そして統計調査員のための提出状況管理システムの改善も大切であること、さらに、中長期的にオンライン回答とその他の調査方法をどのように組み合わせて調査を行っていくべきなのかについて考える必要があるという御意見を頂いたと思います。

これらの御意見を踏まえて修文させていただき、それを構成員の皆様方に提示させてい

ただき、御確認いただきたいと思います。これについては、地方公共団体からも非常に前向きな御回答、御意見を頂いておりますので、調査実施者である総務省統計局、そして事務局と私とで、これらの御意見をきちんと反映するように、素案のこの部分について修正させていただきたいと思います。ただ、方向性については御了承を頂いたと思いますので、「おおむね適当」とするか「適当」とするか、こちらで少し考えさせていただいて、構成員の皆様にお示しいたします。それでよろしいでしょうか。もしここで何か付け加えたいこと、御意見、御提案がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

以上が、今回の審議の対象となっております変更内容に関する本部会としての評価になりますが、次に、4ページの下の「2」で、前回答申時の課題への対応状況の項目を設けております。前回答申では、枠囲みの①から③について、「今後の課題」としていたところ です。

このうち、「(1) 標本設計の見直しに関する検討」につきましては、既に1ページから2ページで記載が済んでおりますので、答申案の該当箇所を記載するにとどめております。

次に、「(2) 居住状況等に係る実態のよりの確な把握に向けた調査事項の見直しの検討」に関してですが、これについては、5ページの上の①から④に記載しておりますとおり、4点にわたって課題としていたところ です。これらのうち、①と②につきましては、個別の変更事項として御審議いただき、それぞれ既に3ページと4ページに記載済みですので、答申案の該当箇所を記載するにとどめております。

③の住居の移動要因を把握する調査事項の検討や、④の年次表記の元号と西暦の併記につきましては、総務省統計局から御説明いただいた対応状況の要旨を、表3として整理いたしております。このように整理した上で、③については、調査事項に対する報告者の忌避感や調査全体の報告負担を考慮したものであり、④については、課題に沿って可能な範囲での対応を講ずることとしていることから、「適当である」と評価しております。

これらの部分につきまして、いかがでございましょうか。御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論はございませんので、これについても御了承いただいたものとして整理させていただきたいと思います。

最後に、「(3) オンライン調査の更なる推進・改善に向けた検討」についてです。これは先ほどまで御審議いただいた部分ですので、同じように項目名のみを記載しております。

総務省統計局から、本調査には、床面積や敷地面積など、すぐに回答することが困難な調査事項が複数あるため、世帯が、調査票への入力を途中で中断する、途中まで入力してセーブすることを前提に、オンライン回答の内容を自動的に保存し、また一から回答しなくてもよい機能を導入するなどの改善が図られることについて御説明がありました。課題への対応としては「適当である」と評価したいと思います。ただ、これについてたくさんの御意見を頂きましたので、それらをどのように記載するのか、記載の仕方をどうするのかについては事務局と相談させていただきたいと思いますが、この課題への対応としては、「適当である」と整理したいと思います。いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、御了承いただいたものと整理させていただきたいと思います。

内山統計審査官から、一言お願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 ありがとうございます。先ほど、部会長からのコメントがありました調査方法の変更のところ、本日は項目名のみお示ししておりますが、今回、オンラインID同時配布方式にするということで、オンライン調査に関して幾ばくかの記載をするということになります。また、前回答申の課題対応である「2」(3)のところにも、オンライン調査の更なる推進・改善に向けた検討に関する記述がありますので、この2か所のところでどう書き分けるか、あるいは調査方法の変更のところで一括して書いた上で、「2」の(3)のところはそこを参照というような形にするやり方もあろうかと思えます。いずれにいたしましても頂いた御意見を踏まえつつ、文章を作りたいと思いますので、少しお時間を頂ければと思います。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

以上が、前回答申時の課題への対応を含め、今回の変更についての評価や意見となりますが、最後に、今回の審議を通して構成員の皆様から御指摘いただいた内容を基に想定される「今後の課題」について、5ページの「3」の部分で二つほど挙げさせていただいております。

まず、(1)では、今回、同居世帯の把握方法が大きく変わることになりますので、調査結果の集計の後、前回調査の結果と比較することなどにより、同居世帯の把握方法の適切性について、データを基に検証することを課題として掲げさせていただきました。

次に、(2)でございますが、今後、現住居以外の住宅や土地が増加していくことが予想される一方で、これを詳細に捉える調査票乙は、報告者にとって大変負担が大きいという御指摘を頂きました。また、このような御意見は統計委員会でも出されました。このため、社会情勢の変化等や、調査結果の利活用ニーズを検証した上で、本調査として把握すべき調査事項や、より効率的な調査方法について、中長期的な視点から検討することを課題として掲げております。

以上の2点が、「今後の課題」としてはどうかと私と事務局が考えるものでございます。これについての御意見、御提案をお願いいたします。

いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。清水臨時委員、お願いいたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。この整理の仕方で賛同いたしますが、そこに少しコメントを追加させていただきたいと思います。

住宅統計調査は、住宅・土地統計調査に変わってきたわけですが、もともと住宅計画(住宅建設五箇年計画)が立てられた頃は、住宅の量がとても重要になっておりまして、世帯に対して住宅の数がどうなのかといった議論がありました。そのような中で、空き家の数などは、ある意味、住宅のストックが世帯の数を上回るというような状況から、もう既に分かっていたわけではありますが、その後、住生活基本法(平成18年法律第61号)が制定されまして、量から質ということで住環境にフォーカスが当たっていきました。そして、今回も高齢者の設備ということで議論がされておりますけども、住宅そのものの、建物の

質というところに次はシフトしてきて、今の住宅・土地統計調査についても、社会情勢の変化に応じて重きを置くべき調査事項が変化してきたということであろうかと思えます。

そういう意味で、空き家という問題が今、様々なところで議論されてきたわけでありませんが、空き家の意味も、住宅の数が世帯の数を上回ったという量的な問題だけではなくて、今、質的な問題も非常に重要な問題として把握、抽出されてきております。ここでも御指摘されておりますように、前回調査の審議のときにも指摘されたということではありますが、どういう形で空き家というものが出てきているのか、そのような状況をこの調査の中でどう捉えているのかというようなことの議論が出てきていると思えます。そういう意味で、今回の変更、例えば標本調査区数の算定方法の見直し及び報告者数の削減ということで、例えば調査区が約22万から約20万に減る、報告者数も約370万から約340万に減るということについては、人口が減っていくような状況の中では賛同するところなのですが、一体これは調査として何を測定するのかということ、いま一度、これから考えていかなければいけないのだらうと思えます。

何を言いたいかということ、住宅を測定していくのか、入居者を測定していくのかということになります。例えば1キロ以内に日本全体をメッシュで切っていきますと、大体28万ぐらいのメッシュに人が住んでいます。その中で登記の、例えば所有権の移転ということだけのビッグデータを見ていますと、大体5年で2万メッシュぐらい、いわゆる市場としては消滅していくわけですが、住宅は残るわけです。入居者がいない状況の中で入居者を対象に調査していると、住宅だけが取り残されているようなところが見えなくなってしまう。今、人口が減少する状況ではストックは残るので空き家は出てきてしまいます。そうすると、今回の調査の変更によって、実は見えなくなるところが出てくる可能性があるわけです。そういう意味で、社会情勢の変化というものを広く捉えたときに、この調査から一体何を今の時代に捉えようとしているのかということ、もう一回この大きな問いの中に入れて御検討いただくことが必要ではないかと思えます。

社会構造が変化する、社会情勢が変化するということは、ちょうど一昨日、米国のNBERで人口統計のカンファレンスをD. C. でやるのでということでメールが来ていました。そこに何が書いてあったかということ、2020年の米国の国勢調査の結果が出てきたときに、米国の人種、民族の多様化が進んでいることが明らかになったと。だから、今から調査方法についてもこれから考えなくてはいけないので、みんな集まってくださいというメールでした。日本の場合、人口減少や高齢化がどの国よりも早く進むなど、そういう特殊な社会情勢の変化というものと併せて、国勢調査の中で見えてきているような何か社会の変化といったことも組み込んで、住宅・土地統計調査の設計も変更させないといけないわけです。この社会情勢の変化ということ、非常に重たい言葉だと思いますので、それをしっかりと見ていく必要があると思えます。

その辺り、例えば空き家ということだけ取ってみても、宇南山臨時委員からも今日御指摘がありましたように、入居者というもの、家計というものに注目して空き家の数を数えていくといったときに、それではSNAの帰属家賃の計算の中で、その空き家ということ、今は余り加味されていないわけです。また、法人所有の建物として見たときには空き家

になっているものが入らないということですから、このときの誤差をどう見ていくのかというようなSNAとの関係も非常に重要な問題として出てくるわけです。

また、今、高齢者向けの施設に入っているようなケースが準世帯として調査されているかと思いますが、今回、準世帯という集計区分がなくなっていくしますので、空き家が発生するプロセスにおいて、一時的に要介護者向けの施設に入っているケースなど、社会の変化に応じた調査方法の見直しということは本当に多くの多岐にわたるところでありますので、是非そういう視点を含めて見ていただく必要が出てくるのではないかと思います。

加えて、これから高齢化という問題と併せて、環境配慮型社会への移行というような時代の流れの中で、今後、住宅にもそのような環境配慮というようなこともこれから求められてくると思います。大きなトレンドとして社会情勢を捉え、どのように調査で住宅のストック又は入居者を把握していくのかという調査設計は、より重要になってくる時期になっており、今、大きな見直しの局面を迎えているのだらうなと思います。

あと、細かな点ですけれども、国勢調査との連携が非常に重要になってくる局面だと思いますので、国勢調査のデータともうまく連携しながら活用していく可能性を模索していただくと良いのではないのかなと思います。

少し長くなりましたが以上でございます。

○津谷部会長 清水臨時委員、ありがとうございました。大変重要な御指摘を頂いたと思います。なお、これは「今後の課題」として答申に含めるべきということではなく、中長期的にこの調査は一体何を調べるものなのかという問いであるかと思います。この調査は基本的には住戸についての調査ですが、そこに住んでいる人、つまり世帯、家計についての調査でもあるという御発言がありましたが、住戸と世帯の間にはギャップがあり、そのギャップが年々大きくなっている。その端的な例が空き家の増加であるということでした。さらに、空き家を量的に捉えるだけではなく、その増加の背景や住環境への影響についても考えていくべきとの御指摘もあつたと思います。空き家が増加すると、地域の住環境全体にマイナスの影響があると思いますが、空き家のもたらすさまざまな影響についても考えていくべきであり、特に量的な影響だけでなく、質的なものも捉えるような調査項目を将来的に考えていく必要があるという御指摘、御提案であつたと理解いたしました。

今回の「今後の課題」(2)に何か付け加えることはございますか。

○清水臨時委員 いえ、この社会情勢の変化等に対応した調査事項や調査方法の検討ということに全部、今、言おうとしたことは含まれると思いますので、この中でこれから様々、国土交通省を含めて検討されると思いますので、そういう視点で検討いただきたいというお願いでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。清水臨時委員は住宅、土地、建物、建築の統計に関する我が国を代表する専門家でいらっしゃいますので、御指摘を重く受け止めたいと思います。なお、「今後の課題」の(2)の修文については、事務局と私とで相談させていただき、清水臨時委員を始めとして構成員の皆様それぞれにそれを御提示いたしますので、お任せいただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、総務省統計局、お願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部国勢統計課長 総務省統計局国勢統計課長の小松でございます。清水臨時委員、有益な御提案をどうもありがとうございます。

私どもは世帯を見る一方、母集団としてストックとしての調査を統計調査員の方々に御尽力いただき見ていただいているということがございます。今回の標本設計上は、既に資料で1回提出しましたとおり、目標精度としては確かに居住者がいる家をどちらかという重視している向きはあるところでありまして、その辺りで乖離が出てくる場合にどうするのかというチェックや、高齢者について、なかなか調査の及びにくい方のところに空き家等があるということに関しては、今回も一部、建物調査票など調査票のいろいろなところの中でサービス付き高齢者向け住宅をチェックしてみるなどということ、若干の工夫はさせていただいているところがございます。問題意識としてはもともとある程度は持っているところがございます。今後もこの住環境の話はいろいろと変化が大きく起こってくる最中であると思いますので、次回若しくはそれ以降にも関係するような課題になるかもしれませんが、利活用されているところや関係府省などとも連携して見直しを進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○清水臨時委員 お願いいたします。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、この2点目につきましては、先ほど総務省統計局からも御説明がありましたので、修文について考えさせていただくという前提で、御了承いただいたとしてよろしいでしょうか。

では、そのような方向で整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で、答申素案の内容を一通り御確認いただきました。これらの内容を踏まえて、素案の冒頭にお戻りいただきたいと思います。「1」の「(1)承認の適否」において、全体としては、変更を承認して差し支えないという取りまとめをしております。改めて、これについて何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。ただし、修文や本日御審議いただいた部分で、まだ記載していない「1」の(2)のウ、エについては、本日、大変有用かつ重要な御意見をたくさん頂きましたので、今後、私どもで答申案の整理を行い、記述した上で、後日、皆様に答申案の最終的な御確認をお願いしたいと思います。

具体的なスケジュール感といたしましては、年も押し詰まっておりますので、来年1月上旬を目途に、答申案を構成員の皆様にお示しし、その後、1月中旬に書面により部会としての最終的な意思決定を行った上で、1月下旬に開催が予定されている統計委員会において私から御報告したいと思います。

なお、確認の過程で頂いた御意見の取扱いその他につきましては、誠に恐縮でございますが、私に御一任いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まだ少し時間が残っておりますが、多くの有用な御意見を頂きありがとうございました。それでは、以上をもちまして、住宅・土地統計調査の変更について、構成員の皆様オンラインで集まっていただく部会審議は今回が最後となります。有意義かつ前向きで、建設

的かつ有用な御意見を数多く頂きました。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。また、東京都、神奈川県にも御協力いただき、有り難く思っております。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。

本日も、御審議ありがとうございました。今、部会長からも御説明がありましたとおり、実際に集まっていた部会審議としては本日で終了ということで、あとは専らメールにてやり取りをさせていただいて答申案をまとめていきたいと考えております。答申案につきましては、部会長それから調査実施者とも御相談の上ですが、基本的に本日お示ししている資料2の答申の素案に、本日御議論いただいたものを追記するという形で、年明け、具体的には1月10日前後になるかと思いますが、そこを目途にお示しいたしますので、御確認いただければと存じます。確認いただいて、必要な修正を更に施した上で、最終的なもの、統計委員会にお示しするものについては1月中旬を目途に書面決議ができればと考えております。そのような細かなスケジュール等につきましては、答申案をお示しする際に併せて連絡差し上げますので、よろしくをお願いいたします。

なお、部会の議事録案につきましては、事務局で作成し次第、メールで照会させていただきますので、お手数をおかけいたしますが、そちらにつきましても御確認いただければと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

来年1月中旬になるかと思いますが、答申案の御確認に今しばらくお手数をおかけいたしますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

そして、来年1月13日に予定しておりました第3回目の予備日については、リリースしていただくようお願いいたします。

なお、本部会においては、12月21日の統計委員会での諮問を受けて、年明けの1月から「医療施設調査」と「患者調査」についての審議をお願いする予定となっております。委員の皆様には、お手数をおかけいたしますが、来年も引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

本日は、御参加いただき、ありがとうございました。よいお年をお迎えください。